

【判例番号】 L06520502

市長公用車使用損害賠償住民代位請求控訴事件

【事件番号】 東京高等裁判所判決／平成22年（行コ）第89号

【判決日付】 平成22年9月16日

【判示事項】 市長が、各種団体主催の研修会での懇親会や市職員等の結婚式に公用車を使用して参加したことが、裁量権を逸脱・濫用した違法な行為として損害賠償ないし不当利得返還の住民代位請求された事案で、本件各種団体は公的性格を有するもので、酒食を伴うとしても、意見や情報交換等は市政にとって意義があるが、結婚式は性質上個人の儀礼に属することで、公用車の使用は違法な支出に当たるとされた事例

【掲載誌】 LLI/DB 判例秘書登載

主 文

1 原判決主文2項及び3項を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、中田裕に対し、1万2949円及びこれに対する平成19年9月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を桜川市に支払うよう請求せよ。

(2) 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを5分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

2 上記取消部分に係る被控訴人らの請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 (1) 本件は、桜川市の住民である被控訴人らが、桜川市長（控訴人であるが、下記の本件公用車を使用した主体として記載する場合は、「桜川市長」という。）が各種団体（本件各種団体）の主催した他県での宿泊を伴う研修会などにおける酒食を伴った懇親会（6件。以下「本件各懇親会」という。）及び桜川市職員等の結婚式（6件。本件結婚式1ないし6。以下「本件各結婚式」という。）に参加するに当たり同市の所有する公用車（本件公用車）を使用したことに関し、これらへの参加は同市の行政には必要性も関連性もないものであるから、これらに関する人件費や燃料代の支出、車両の消耗費用等は、裁量権を逸脱・濫用した違法な行為により同市が被った損害であるというべきであるところ、桜川市長である中田裕、本件公用車の運転手であるA、本件公用車の運転管理の決裁権限を有する市長公室長であるB、及び直属の指揮下にある同市総務部財務課長に経費の支出をさせた同市総務部長であるCは、いずれもこれを事前に承知していたと主張して、控訴人に対し、地方自治法（法）242条の2第1項4号に基づき、中田に対して不法行為に基づく損害賠償請求ないし不当利得返還請求をすること、A及びBに対して不法行為に基づく損害賠償請求をすること並びにCに対して賠償命令をすることを求めた事案である。

(2) 控訴人は、桜川市長は、本件各種団体の性格、市への貢献度、市行政等とのかかわりなどを勘案して本件各懇親会に出席すべきであると判断したのであり、裁量権の逸脱、濫用はないし、本件各結婚式への出席も、市長としての立場で招待されたもので、必要な公務の範囲であるから違法ではなく、これらに出席するために本件公用車を使用したことも違法ではないなどと主張した。

(3) 原審は、① 本件各種団体は公的性格を有する団体であり、公的な役割を

果たすことが期待されているから、桜川市長がそのような団体の構成員と意見交換することには積極的な意義が存在するなどしつつ、慰労、慰安の趣旨が強い研修の一部を構成する、県外の宿泊施設で行われた酒食を伴った懇親会だけに出席したこと、そのために本件公用車を使用したことについては、桜川市長に裁量権行使の逸脱又は濫用があったと認められる、② 桜川市長が本件各結婚式に出席したのは、桜川市長と本件各結婚式の当事者又はその親族との私的なつながりに基づくものであり、仮にスピーチにおいて市政に関することなどを話題として取り上げたとしても、これをもって桜川市長が担っている公的な役割、職務を積極的に果たしていると評価することはできないから、これに出席するために本件公用車を使用した行為には裁量権行使の逸脱又は濫用があったといわざるを得ない、③ したがって、桜川市長がこれらへの出席のために本件公用車を使用した行為及び桜川市が上記懇親会の関係で中田とAに出張手当を支給した行為は違法であると判断した上、④ Aは法242条の2第1項4号の「当該職員」に該当しないから同人に対し賠償するように求める請求をすることはできない、Bについては過失があったということができず、Cについては支出命令等自体に財務会計法規違反があるとはいえないから、いずれも損害賠償責任を負わないが、中田については過失責任を否定することはできない、⑤ 上記③の行為により桜川市が被った損害は、中田に対して支払われた出張手当11万5800円及びAに対して支払われた出張手当8万4000円のほか、ガソリン代とエンジンオイル交換費用と平成18年度1年間の使用による本件公用車の価値の低下分の合計である114万6762円を同年度における走行距離で除した額に、推定して算出した上記懇親会及び結婚式に出席したことに基づく走行距離を乗じて得た15万2459円と高速道路通行料4万3250円の全合計39万5509円であると判断して、本件訴えのうち、控訴人がAに対して不法行為の損害賠償を請求することを求める部分を却下し、控訴人が中田に対して請求することを求める部分を39万5509円及びこれに対する遅延損害金を桜川市に支払うよう請求することを求める限度で一部認容し、被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却した。

(4) これを不服として、控訴人のみが控訴した。

2 争いのない事実等、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決7頁26行目の「最大の効果(法2条14項)で行動すべきところ」を「最大の効果を挙げるようにしなければならない(法2条14項)ところ」に、同8頁4行目の「本件各種団体の」から同7行目末尾までを「懇親会が本件各種団体の会員が数多く出席する貴重な行事であることなどを総合勘案すれば、懇親会だけであっても、これに出席することは市長の職務との関連性があり、そのために本件公用車を使用することに裁量権の逸脱も濫用もない。」に、同12頁7行目の「(230日)から同10行目末尾までを「給料年額1000万円(Aの給料年額を1000万円として算定)÷(230日(Aの1年間の勤務日数を230日として算定)×7.5時間(Aの1日の勤務時間を7.5時間として算定))」にそれぞれ改め、同14頁8行目の「6156円)」の次に「、高速道路通行料(700円)」を挿入し、当審における控訴人の主張を後記3のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」欄の第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

(1) 本件各懇親会への出席について

桜川市公用自動車管理規程9条は、「公用自動車は、市の行政上必要な業務以外には使用することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」と定め、ただし書において市長の判断により公用車を使用することを認めている。同規程は、市の公用車全般に関するものであるが、特に市長自らが公用車を利用する場合についていえば、市長は、市を統轄しこれを代表するとともに、その事務を管理しこれを執行すべき地位及び職責を有している(法147条、148条)のであり、その地位及び職責に照らし、機動的な移動手段が確保されている必要があり、また移動時においても常に連絡が取れる態勢にあることが必要であるから、市長自らが公用車を利用する場合については、その使用の可否は専ら市長の判断に委ねられているものと解すべきである。したがって、桜川市長の公用車の使用に関しては、桜川市長の広範な裁量に委ねられているものというべきであり、およそ公務と関連しないものであることが明らかである場合に限り、例外的に違法になるものと解すべきである。

本件各懇親会への出席は、桜川市公用自動車管理規程9条にいう「市の行政上必要な業務」に該当すると考えることも十分可能であり、仮にこれに該当しないとして

も、多かれ少なかれ公的性格を有する本件各種団体の懇親会への出席は公務と密接に関連するものというべきであるから、上記のとおり市長の広範な裁量を認める趣旨と解すべき同条ただし書に該当し、桜川市長が本件各懇親会に出席するために本件公用車を使用した行為に、裁量権の逸脱ないし濫用はない。

酒食を伴うということから意見交換の意義が希薄であるとするのは短絡的な議論であり、桜川市長は本件各種団体が設定した懇親会に招待を受けたにすぎず、自ら懇親会の場所等を決定し得る立場にはないのであるから、意見交換の場を地元等の近隣で行うべきであるとの原審の指摘は、その前提を欠き、失当である。また、仮に本件公用車を使用できないとなれば、公共交通機関を利用するか自家用車で移動せざるを得ず、過密なスケジュールの中での機動的な移動手段や速やかな復帰の必要性等を考慮すると、これらの移動手段を使用することは、実情を無視した机上の空論である。

(2) 本件各結婚式への出席について

桜川市長が本件各結婚式に招待されたのは、市長という職にあるからこそであり、乾杯前に、市長の立場で主賓としてスピーチし、その中で酒食を伴わない状態で静聴する出席者に市政の現状を伝えることは、市政に対する理解を深めるという意義を有するから、本件各結婚式への出席は、桜川市公用自動車管理規程9条にいう「市の行政上必要な業務」に該当すると考えることも十分可能であり、仮にこれに該当しないとしても、本件各結婚式への出席は公務と密接に関連するものというべきであるから、上記のとおり市長の広範な裁量を認める趣旨と解すべき同条ただし書に該当し、桜川市長が本件各結婚式に出席するために本件公用車を使用した行為に、裁量権の逸脱ないし濫用はない。また、休日等であっても、市長は緊急時には速やかに市役所に復帰する必要があり、機動的な移動手段として公用車を使用する必要性は高いものである。

(3) 損害について

ア 出張手当

桜川市が、本件各懇親会への出席につき、同市職員の旅費に関する条例に基づきAに対し支払った出張手当は、1件当たり1万3800円、合計8万2800円（1万3800円×6）である。したがって、これを合計8万4000円（1万4000円×6）とした原審の認定は、誤りである。

イ 公用車使用等の費用

(ア) 以下のとおり本件各運行行為によって桜川市に本件公用車の価値低下による損害は生じておらず、本件公用車使用等の費用は、ガソリン代54万2352円とエンジンオイル交換費4410円の合計54万6762円を平成18年度における本件公用車の走行距離2万5303kmで除した単価21.60（小数第3位以下切り捨て）に本件各運行行為による走行距離を乗じたものである。

(イ) 本件公用車の使用に関する費用は同車取得時に支払済みで、本件各運行行為によって桜川市が新たな費用を出したわけではなく、単に走行距離が伸びたという変化が生じたのみである。また、一般的に、走行距離が伸びたとしても、当然に中古車の市場価格が下落するものではなく、本件各運行による走行距離は平成19年3月末日現在における走行距離14万7099kmの約2%にすぎないことからしても、これを走行させたことにより本件公用車の中古車市場における価値に変化は生じない。車の交換時期が早まったとすれば、理論的には、その期間における資金の運用益の損失が観念できるが、自動車の交換時期をあらかじめ一義的に定めることは困難であることなどからすると、桜川市に本件各運行行為により本件公用車の価値が低下したことによる損害は生じていない。

(ウ) 原審は減価償却費を考慮したと思われるところ、減価償却とは、適正な損益計算を実現するために計上するものであって、現実的な価値の変動を要する損害とは無関係な概念であり、減価償却費が発生することをもって桜川市に損害が発生したとすることはできない。仮に減価償却の方法により損害を擬制できるとしても、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（省令）所定の方法によれば、本件公用車の耐用年数は6年であって、既に償却済みであるから、これについて新たな損害が発生することはない。省令所定の方法によることが認められないとしても、減価償却の方法としては定額法を採用すべきところ、定額法による場合、当該資産の使用いかんにかかわらず、毎年一定額の減価償却費が発生する。そうすると、本件公用車に関する減価償却費は本件各運行行為の有無にかかわらず発生するものであるから、本件各運行行為と発生した減価償却費との間には相当因果関係がない。原審は、残存価値1割、償却期間15

年の定額法により減価償却費を算出しておきながら、具体的な損害額の算定に当たっては生産高比例法によったもので、このような計算は、簿記の原則にも、経験則にも反する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、原審とは異なり、本件各懇親会への出席に本件公用車を使用したことは違法とはいえないが、本件各結婚式への出席に本件公用車を使用したことは違法であり、これにより桜川市の被った損害は1万2949円と認められ、控訴人は中田に対しその賠償を請求しなければならないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 本件公用車の使用の適法性

(1) 本件住民訴訟は、桜川市長が本件各懇親会や本件各結婚式に出席するために本件公用車を違法に使用したことによって桜川市が被った損害につき賠償請求等を求めるものであるから、まず、本件公用車の使用が違法であったかどうかの問題となる。

桜川市の公用車の使用について、桜川市公用自動車管理規程9条は、「公用自動車は、市の行政上必要な業務以外には使用することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」と定めている。これによれば、「市の行政上必要な業務」に使用する場合のほか、これに当たらない場合であっても、「市長が特に必要と認める」ならば、本件公用車の使用が許されるものということになる。しかし、本件公用車が桜川市の財産であることからすれば、桜川市は、「その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」（地方財政法8条）のであるから、この市長の判断は、無制約に許されるものではなく、厳密には「市の行政上必要な業務」に当たるとはいい難いが、同市にとって、これに準ずる必要性があるものについて、市長の裁量的な使用の決定を認めるものと解すべきである。本件においては、桜川市長が本件各懇親会や本件各結婚式に出席するに際し、その会場へ送迎することが、「市の行政上必要な業務又はこれに準ずる業務」に当たると認められるかどうか、問題となる。

この点に関し、控訴人は、市長の地位及び職責に照らせば、機動的な移動手段が確保されていること、緊急時には速やかに市役所に復帰すること、移動時においても常に連絡が取れる態勢にあることが必要であり、そのためには公用車を使用する必要性があるとして、本件各懇親会や本件各結婚式の会場への市長の送迎には、本件公用車を使用する必要性があったと主張している。しかし、そのような理由によるならば、純然たる私用に際しても、公用車の使用の必要性があるということに行き着くのであり、上記地方財政法8条の規定に照らし、到底容認し得ないというほかはない。したがって、あくまで市長の用務（本件においては懇親会や結婚式への出席）が公用ないしこれに準ずるものということができる必要がある。

(2) 本件各懇親会への出席について

そこで、まず、本件各懇親会の会場への送迎が、「市の行政上必要な業務又はこれに準ずる業務」に当たると認められるかどうかを検討する。

ア 上記の検討の前提となる事実の認定については、原判決15頁16行目の「争いのない事実等」から21頁の18行目末尾までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 上記事実、証拠（乙10、原審における証人D）及び弁論の全趣旨によれば、桜川市長が本件各懇親会に出席するようになった経緯及び出席前後の桜川市長の行動は、以下のようなものであったことが認められる。

(ア) 桜川市農業委員会は、法180条の5第3項1号、農業委員会等に関する法律3条に基づき桜川市に設置され、同法6条に定める事務を処理する団体であるところ、同委員会から、桜川市の担当部署に対し、平成18年7月25日火曜日の午前10時から11時30分まで真壁支所において総会を開いた後、慰安・懇親を目的とした1泊2日の研修旅行を予定しているが、その1日目の夜福島県石川町の宿泊先旅館で開催する懇親会に桜川市長の臨席を賜りたい旨の要請があったため、桜川市長は、上記のような公的な事務を処理する農業委員と意思疎通を図り、意見交換することには積極的な意義があると考えて、これを受け入れた。桜川市長は、当日は、午前8時20分ころから開始した市内公務後、同懇親会場に午後4時ころ到着し、懇親会出席後同所で1泊し、翌26日午前8時30分ころ同所を出発して桜川市内に戻り、市内公務に従事した。

(イ) 桜川市真壁支部区長会は、桜川市と行政区の調整や同市が依頼した会合の招集、区の要望事項の調整連絡、市民に対する周知事項の伝達、同市から送付された文書の配布などの役割を担い、桜川市区設置条例に基づき同市が委嘱した非常勤特別職の役職である区長・副区長から成る桜川市区長連合会の支部組織であり、市行政への協力と会員相互の親睦を図ることを目的とし、同市から補助金を受けている、公的役割を果たすことが期待されている団体である。区長約40名、副区長約20名が参加した1泊2日の研修旅行は会員相互の親睦が目的であると解されるが、同区長会から、その1日目の夜福島県会津若松市の宿泊先ホテルで開催する懇親会に桜川市長の臨席を賜りたい旨の要請があったため、桜川市長は、上記のような公的な事務を処理する区長や副区長と意思疎通を図り、意見交換することには積極的な意義があると考えて、これを受け入れた。桜川市長は、当日は、午前8時20分ころから開始した市内公務後、同懇親会場に午後4時30分ころ到着し、懇親会出席後同所で1泊し、翌日午前8時ころ同所を出発して桜川市内に戻り、市内公務に従事した。

(ウ) 桜川市岩瀬支部区長会も、上記真壁支部区長会と同様の団体であり、桜川市長は、同様の経緯により、同会からされた、同会の構成員のうち39名が参加する山形県尾花沢市の宿泊先旅館で開催される懇親会への参加の要請を受け入れ、当日は、午前8時30分ころから開始した市内公務後、同懇親会場に午後5時50分ころ到着し、懇親会出席後同所で1泊し、翌日午前4時ころ同所を出発して桜川市内に戻り、市内公務に従事した。

(エ) 岩瀬分会は、茨城県市町村共済組合から年金給付を受けている者及び同会の趣旨賛同者をもって構成され、桜川市から補助金の交付を受けている茨城県市町村職員年金者連盟桜川支部の下部組織で、年金給付受給者の処遇改善に寄与することを目的とする、法157条1項に規定された公共的団体等に該当するところ、桜川市長は同様の経緯により、同会からされた、構成員の懇親を目的とした1泊2日の研修旅行の途中に仙台市太白区の宿泊先ホテルで開催される懇親会への参加の要請を受け入れ、当日は、午前8時20分ころから開始した市内公務後、同懇親会場に午後5時ころ到着し、懇親会出席後同所で1泊し、翌日午前8時ころ同所を出発して桜川市内に戻り、市内公務に従事した。

(オ) 桜川市観光協会岩瀬支部は、桜川市において観光事業の振興発展と観光客の誘致に努め、市民の文化厚生の向上並びに産業の発展に寄与することを目的とする桜川市観光協会の支部団体で、同市の観光行政に積極的に協力していることから、同市は同会及び同支部に補助金を交付するとともに、桜川市長がその長になっている。このことから明らかなおり、同支部は、公的役割を果たすことが期待される団体であり、同市と密接な連携が必要な団体であることから、桜川市長は、同様の経緯により、同会からの、構成員の懇親を目的とした1泊2日の研修旅行の途中に仙台市太白区の宿泊先ホテルで開催される懇親会への参加の要請を受け入れ、当日は、午前8時20分ころから開始した市内公務後、同懇親会場に午後4時ころ到着し、懇親会出席後同所で1泊し、翌日午前5時30分ころ同所を出発して桜川市内に戻り、市内公務に従事した。

(カ) 桜川市たばこ耕作共励会は、「会員相互の理解と協力をとおして、農業経営の安定と向上をはかり、合わせて組合事業の健全なる発展に寄与することを目的」とし、優良産地の視察研修、優良耕作者及び功労者の表彰などを事業として行い、法157条1項の公共的団体等に該当するものとして、桜川市から補助金の交付を受けている団体である。桜川市長は、同様の経緯により、同会からされた、通常総会及び表彰式の後の福島県郡山市の宿泊先ホテルで開催される懇親会への参加の要請を受け入れ、当日は、午前8時20分ころから開始した市内公務後、同懇親会場に午後4時30分ころ到着し、懇親会出席後同所で1泊し、翌日午前8時30分ころ同所を出発して桜川市内に戻り、市内公務に従事した。

ウ 以上のように、本件各種団体は、その濃淡はあるものの、いずれも公的な性格を有し、桜川市長がその構成員と意見や情報の交換等をするには、積極的な意義があるということが出来るから、そのような意見交換等を目的として、本件各懇親会に桜川市長が出席することは、桜川市の行政にとって意義があると認めることができる。確かに、懇親会という場が意見交換等のためにどれほど有用であるかについては疑問もあるが、非公式の会合であるからこそ得たり伝えたりすることができる意見や情報も、ないとはいえず、桜川市長が、公式の会合に加えて、スケジュールが空いている限り、公的な団体の招待に応じて、懇親会に出席し、非公式の意見交換等に努めることは、同

市にとって意味がないということとはできない。そうすると、これに出席するかどうかは、市長の裁量判断に任されているというべきである。そのことは、懇親会が、酒食を伴うものであることによつて、また、限度はあるというべきであるが、開催場所が茨城県外であることや、宿泊を伴うものであることによつても、直ちに否定されるものではない。そして、本件各懇親会の設営は、本件各種団体自体によつてされたものであるから、桜川市長としては、これに出席するためには、設営された会場に赴くしかないのであり、これを酒食を伴わない形で県内で催すことは、桜川市長において決し得ることではない。また、ほかにも意見交換等をする方法があるとしても、懇親会に出席する方法が、意味のないものとはいえないことに変わりはない。

そうすると、桜川市長が本件各懇親会に出席すると決したことは、その妥当性には議論の余地があるとしても、これを違法ということとはできない。地方公共団体は、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（法2条14項）が、本件各懇親会に出席することが、仮に原審の認定した程度の経費を伴うものであるとしても、そのことから、直ちに同項に違反するというところまではできない。

以上のように、桜川市長が本件各懇親会に出席することが違法とはいえないとすると、これらは市長の公務として行われたというべきであるから、その送迎は、「市の行政上必要な業務又はこれに準ずる業務」に当たると認められ、これを違法ということとはできない。

(3) 本件各結婚式への出席について

次に、本件各結婚式は、いずれも、その当事者の少なくとも1人が桜川市の職員か職員の子供であると推認されるが、その根拠事実は、原判決の30頁5行目の「本件結婚式1」から同15行目末尾までに記載のとおりであるから、これを引用する。

そうすると、中田の本件各結婚式への出席は、職場の上司としての招待に応じたものというべきであり、その性質上、個人としての儀礼に属することであつて、桜川市長の公務ないしそれに準ずるものと認めることはできない。

控訴人は、本件各結婚式への出席は、市長という職にあるからこそ招待されるものであり、挨拶等において桜川市の現状等を伝えることは、市長の公務ないしこれに密接に関連するものであると主張する。しかし、市長が私的な会合において市の現状等を出席者に伝えたとしても、そのことから直ちに、その行為が公務に当たるといふことはできないことが明らかである。そして、市長であるからこそ招待を受けたとしても、それが職場の上司としての招待であるといふべきことは、上記のとおりである。控訴人の上記主張は、理由がない。

そうすると、結婚式への出席が公務と公務の合間にされるために、その送迎に公用車を使用することが、前後の公務にとって必要であるなどという場合を除けば、本件各結婚式の会場への公用車による送迎は、「市の行政上必要な業務又はこれに準ずる業務」に当たるといふことはできないものといふべきである。そして、本件各結婚式について、それが公務と公務の合間にされるために、その送迎に公用車を使用することが、前後の公務にとって必要であつたなどという事情は、見いだせない。

したがつて、桜川市長の本件各結婚式への出席のために本件公用車を使用したことは、違法といふべきである。なお、本件結婚式1、3、4及び6は、公務に引き続いて本件公用車を使用して会場に向かったものであるが、いずれも公務終了後自宅に送るといふ通常の経路を大きく外れているものであり、終着地を自宅にしなかつただけであると評価することはできないといふほかはない。

2 中田、A、B及びCの責任

以上によれば、桜川市長が本件各結婚式に出席するために本件公用車を使用した行為は違法であるといふべきであるところ、当裁判所も、このような行為によつて桜川市が被った損害について賠償責任を負うのは桜川市長である中田のみであつて、A、B及びCは責任を負わないものと判断する。その理由は、以下のとおり改めるほかは、原判決32頁22行目～同36頁24行目に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決33頁13行目の「上記懇親会（6件）」、同16行目～17行目の「上記懇親会（6件）のような各種団体の主催する県外で行われる懇親会及び」をいずれも削る。

(2) 同35頁8行目の「桜川市長」を「中田」と、同14行目、同23行目及び同25行目並びに同36頁1行目の「桜川市長」を「桜川市長である中田」と、それぞれ改める。

(3) 同35頁19行目の「上記(1), (2)で認定したとおり」から同20行目の「上記懇親会(6件)及び」までを「桜川市長が」と改める。

(4) 同36頁1行目, 2行目及び7行目の「上記懇親会(6件), 」, 同10行目の「上記出張手当」から同14行目末尾まで, 同16行目の「上記懇親会(6件), 」, 同18行目の「及び桜川市長とAが取得した出張手当相当額」, 同22行目の「上記懇親会(6件), 」並びに同24行目の「, 上記出張手当相当額」をいずれも削る。

(5) 同15行目及び同19行目の「個人としての桜川市長」並びに同21行目の「個人である桜川市長」を「桜川市長の職にある中田」と, それぞれ改める。

3 損害額

本件各結婚式に出席するために桜川市長が本件公用車を使用したことに伴う違法な支出金額は, 以下のとおり1万2949円であると認められる。

(1) 引用に係る原判決が認定するとおり, 桜川市が平成18年度(平成18年4月1日~平成19年3月31日)に本件公用車の維持, 管理, 運行のために支出した金員は合計82万9520円であるが, そのうち, 中田が負担する損害賠償義務として問題となるのは, ガソリン代とエンジンオイル交換にかかった費用計54万6762円であり, その余の部分は, 本件各結婚式への送迎がなくても出費を免れなかったものと認められるから, 相当因果関係がない。

(2) 被控訴人らは, 本件各結婚式への送迎によって本件公用車自体の価値が低下したと主張するが, 証拠(甲8, 10)及び弁論の全趣旨によれば, 本件公用車は初年度登録が平成12年3月のトヨタのセンチュリーで, 控訴人は, 同年5月にこれを取得し, 平成18年4月1日時点における本件公用車の走行距離の累計は12万1796kmであり, 同日から平成19年3月31日までの1年間の走行距離は2万5303kmで, 桜川市としては平成21年には本件公用車を廃車にする予定でいたことが認められ, これらの事実と照らせば, 本件全証拠によっても, 本件各結婚式に出席するために桜川市長が本件公用車を使用したことに伴い本件公用車自体の価値が低下したものと認めることはできない。被控訴人らは, 本件公用車の車両費は1年間で60万円になると主張するところ, 仮にそのようにいうことができるとしても, それが本件各結婚式への送迎の有無にかかわらないことは, その計算式自体から明らかである。

(3) 本件各結婚式に出席するために走行した距離は566.86kmと認められる。その理由は, 原判決39頁26行目の「本件結婚式」から同40頁10行目末尾までに記載のとおりであるから, これを引用する。そして, 上記(1)の54万6762円を上記(2)の平成18年度の走行距離2万5303kmで除すると, 走行1km当たりの支出費用が算出でき, これに本件各結婚式に出席するために走行した距離566.86kmを乗じた結果である1万2249円(小数点以下切り捨て)が, 本件各結婚式の出席のため本件公用車を使用したことに伴う違法な公金支出と認められる。

(4) 本件結婚式2については, 本件公用車の使用に伴い, 高速道路を通行し, 通行料700円を支出したものと認められる(甲11)。

(5) 被控訴人らは, 本件各結婚式への送迎のためのAの人件費が損害になると主張するが, これを認めることはできない。その理由は, 原判決37頁6~19行目に記載のとおりであるから, これを引用する。

(6) 以上によれば, 中田の賠償すべき損害は, 1万2949円となる。

4 よって, 控訴人敗訴に係る被控訴人らの請求は, 控訴人が中田に対して1万2949円及びこれに対する不法行為の後の日である平成19年9月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を桜川市に支払うよう請求することを求める限度で理由があり, その余は失当であるから, 原判決を変更することとし, 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

大橋 寛明

裁判官

佐久間 政和

裁判官川口代志子は, 差し支えのため, 署名押印することができない。

裁判長裁判官

大橋 寛明

平成28年度4月分交際費執行明細

分類	件名	金額	支出日
弔慰	供花	10,800	4月11日
	密	2,000	4月25日
参加費	市議会議員の父	10,000	4月9日
	農業実行組合長(共進)の母	10,000	4月14日
	東条地区十町連合会総会 商工会女性部通常総会 商工会青年部通常総会	10,000	4月22日
合計		42,800	

4月

28交際費

平成28年度10月分交際費執行明細

分類		件名	金額	支出日
甲慰	榕	元農業委員会委員	2,000	10月3日
	榕	社会福祉協議会評議員の父	3,000	10月17日
合計			5,000	

平成28年度12月分交際費執行明細

分類		件名	金額	支出日
弔慰	楡	桜井町農業実行組合長の父	3,000	12月15日
	楡	スポーツ推進委員の父	3,000	12月24日
参加費		自主防災組織連合会意見交換会	7,000	12月3日
		消防団幹部意見交換会	10,000	12月9日
記念品		叙勲受章報告時	2,000	12月8日
その他	饂飩	青年海外協力隊表敬訪問時	10,000	12月16日
合計			35,000	

平成28年度3月分交際費執行明細

分類		件名	金額	支出日
甲慰	楡	富田林市市友会副会長	3,000	3月26日
参加費		富田林市美術協会創立20周年記念式典	10,000	3月19日
記念品		びわ湖カップなでしこサッカー大会出場報告時	3,240	3月8日
		スポーツチャンバラ選手権大会優勝報告時	3,888	3月8日
その他	手土産	韓国益山市からの視察団訪問時	12,960	4月10日
合計			33,088	

平成29年度4月分交際費執行明細

分類		件名	金額	支出日
参加費		東条地区十町連合会総会	10,000	4月8日
		商工会青年部・女性部通常総会	10,000	4月21日
		防火協会総会	10,000	4月26日
記念品	花	婚活カップル結婚の報告時	5,000	4月12日
弔慰	榕	東条地区十町連合会副会長の父	3,000	4月23日
	榕	福祉公社評議員の父	3,000	4月25日
合計			41,000	

4月

29交際費

(公職の候補者等の寄附の制限違反)

第二百四十九条の二 第百九十九条の二第一項の規定に違反して当該選挙に関し寄附をした者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 通常一般の社交の程度を超えて第百九十九条の二第一項の規定に違反して寄附をした者は、当該選挙に関して同項の規定に違反したものとみなす。

3 第百九十九条の二第一項の規定に違反して寄附(当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。)をした者で、次の各号に掲げる寄附以外の寄附をしたものは、五十万円以下の罰金に処する。

一 当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする当該結婚に関する祝儀の供与

一 当該公職の候補者等が葬式(告別式を含む。以下この号において同じ。)に自ら出席しその場においてする香典(これに類する申意を表すために供与する金銭を含む。以下この号において同じ。)の供与又は当該公職の候補者等が葬式の日(葬式が二回以上行われる場合にあつては、最初に行われる葬式の日)までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与

4 第百九十九条の二第二項の規定に違反して寄附をした者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

5 第百九十九条の二第三項の規定に違反して、公職の候補者等を威迫して、寄附を勧誘し又は要求した

者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

6 公職の候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的をもつて、第百九十九条の二第三項の規定に違反して第三項各号に掲げる寄附(当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。)以外の寄附を勧誘し又は要求した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

7 第百九十九条の二第四項の規定に違反して、当該公職の候補者等以外の者(当該公職の候補者等以外の者が会社その他の法人又は団体であるときは、その役員又は構成員)を威迫して、寄附を勧誘し又は要求した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

昭九法二〇七・連加、昭三法七五・明五〇法六三・平五法八一・平六法三・平二法六二・一廉改正

(参照条文) 法二七九、二五〇、二五一、二五二、二五三の二、二五四 地自法八五、二九二の六

本条は、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。)の寄附の禁止等に違反した者に対する処罰規定である。

一 公職の候補者等の寄附の禁止違反

平成元年の法改正前においては、公職の候補者等の選挙区内(選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下同じ)にある者に対する寄附については、選挙に関する寄附及び通常一般の社交の程度を超える寄附についてのみ罰則の対象とされていたが、平成元年の法改正により、禁止はされていたが罰則の対象とされていない寄附についても、ごく一部の例外を除いてすべて罰則の対象となったものである。

(一) 選挙に関する寄附の禁止違反(一)

- (1) 公職の候補者等が法第百九十九条の二第一項の規定に違反して、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し寄附をすることにより本罪が成立するものである。
- (2) 犯罪行為の主体のうちには、公職の候補者のみならず、公職の候補者となろうとする者、また現職にある者も含まれる。したがって、これらの者が当該選挙に関してする寄附は、すべて本項により処罰される。
- (3) 本項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処せられる。なお、本項の罪は、重大な過失により罪を犯したときも科せられ、また、禁錮と罰金とを併科することができるものとされている(法三五〇)。

(二) 通常一般の社交の程度を超える寄附の禁止違反(2)

- (1) 公職の候補者等が通常一般の社交の程度を超えて法第百九十九条の二第一項の規定に違反して寄附をした場合については、当該選挙に関して同項の規定に違反して寄附をしたものとみなされ、(一)の(3)と同じ罰則が科される。
- (2) 「通常一般の社交の程度」とは、その寄附の金額、相手方、交際の状況等により、社会通念上社交の程度と思われる程度をいうものである。判例においても、「その寄附にかかる財産上の利益の種類及び価額、寄附の趣旨、相手方との交際の状況等に照らし、社会通念上、通常されるであろう程度を超えて寄附をした者をいうと解するのが相当(平五、一、一五登寄裁)」としている。したがって、例えば、平素は何らの交際もなく、特に格別のことをすべき相手方でもないにもかかわらず、選挙間近になってから、特別に祝金を贈ったり、香典を贈ったりする場合、また、通常は千円程度の寄附をすれば足りるような場合であるにもかかわらず、一万円を寄附したような場合は、通常一般の社交の程度を超えるものと考えられる。

(三) (一)又は(二)以外の寄附の禁止違反

- (1) 公職の候補者等の選挙区内にある者に対してする寄附については、昭和五十年の法改正により、選挙に関する否とを問わずできないこととされた(禁止の例外とされたのは、昭和五十年の法改正前から例外として認められていた政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合と昭和五十年の法改正により設けられた公職の候補者等の親族に対してする場合と公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合であった。)が、罰則については、例えば平素親交のある者の冠婚葬祭、近所づきあい等公職の候補者等が社会生活を営むうえに必要不可欠な寄附についてまでも罰則をもって担保すべき可罰性は認められないとして、従前どおり、当該選挙に関して寄附をした場合、通常一般の社交の程度を超えて寄附をした場合に限って罰則を科すこととしていた。

このように厳しい改正がなされたにもかかわらず、「実際において寄附禁止がなかなか実現しなかった」「いわゆる地盤増養行為に大衆多額のお金を要する」との指摘がなされるところとなった。そこで、金のかからない政治の実現と選挙の公正を確保するという観点から、平成元年の法改正において昭和五十年の法改正により禁止された寄附(平成元年の法改正で政治教育集会における食事についての実費の補償が禁止され一部寄附禁止の範囲が拡大した。)をした者については、一部の例外を除き、選挙に関しない場合で、かつ、通常一般の社交の程度を超えない場合についても罰則が科されることとなった(3)。

- (2) 平成元年の法改正により従前禁止されていた寄附の範囲と罰則の対象となる寄附の範囲が一致することとなったが、例外的に次の寄附については罰則の対象としないこととされた。

(ウ) 公職の候補者等が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする当該結婚に関する祝儀の供与

(4) 公職の候補者等が葬式(告別式を含む)に自ら出席しその場においてする香典(これに類する用意を表すために供与する金銭を含む)の供与

(5) 公職の候補者等が葬式の日(葬式が二回以上行われる場合にあつては、最初に行われる葬式の日)までの間に自ら弔問しその場においてする香典の供与

これらの寄附については、例えば、結婚披露宴に出席して祝儀を出さないことは心理的な抵抗感が強く、また、これらの例外を設けても公職の候補者等本人が出席する場合に限定されているので金のかかるという弊害が少ないことが考慮されたものと考えられる。なお、これらの祝儀や香典が選挙に関するものである場合又は通常一般の社交の程度を超える場合には従前とおり罰則の対象となるものである。

右の罰則の対象の例外としてあげられている祝儀の供与について、「公職の候補者等が自ら出席し」とあるのは、逆にいえば、公職の候補者等の秘書や親族が代わりに出席してする祝儀の供与については罰則の対象とするということの意味するものである。また、「その場において」とあるのは、事前又は事後に祝儀を供与することを罰則の対象とすることを意味する。したがつて、結婚披露宴に出席することが確実な場合であつても、事前に祝儀を届けることは罰則の対象となるし、また、事前に祝儀を届けておいて結婚披露宴に出席しても可罰性がなくなるものではないと解される。「祝儀」については、その意味からも、また、何ら限定が付されていないことから、金銭に限られるのではなく、品物も含まれると解される。なお、結婚披露宴が二回以上行われる例もある(例えば勤務先と出身地で結婚披露宴を行う場合)が、結婚披露宴に出席してする寄附を罰則の対象外とした趣旨からも、また法文上そのような限定がつけられていないことから、出席の都度祝儀を供与することは罰則の対象外となるものと解される。

次に、右の罰則の対象の例外としてあげられている香典について、「葬式」とあるが、これは死者を

葬る儀式のことをいうものとされ、いわゆる本葬、密葬、社葬等がこれにあたりと解される。また、葬式とは宗教色の有無を問わないもので、例えば、「お別れ会」のような無宗教式のものも「葬式」にあたりと解される。「香典」については、祝儀と異なり「香に代わる金銭」と解されることから、金銭に限られるものであるので、たとえ、公職の候補者等が葬式に出席していたとしても供花や花輪あるいは遺香を出すことは罰則の対象となるものと解される。なお、香典には「これに類する用意を表すために供与する金銭を含む」という括弧書きが法文上も付されていることから、仏式でいう「御供花料、御供物料」、神式でいう「御神前、御玉串料」、キリスト教式にいう「御花料、御花輪料」などの表書きで金銭を供与することは香典の供与にあたりと解される。

また、「公職の候補者等が葬式の日(葬式が二回以上行われる場合にあつては、最初の葬式の日)までの間に自ら弔問し」する香典の供与とあるのは、例えば、いわゆる通夜や通夜が始まる前、また、通夜と葬式の間に自ら弔問して供与する香典については罰則の対象としないという意味である。また、葬式については、密葬の後にある程度の日数において社葬や団体葬が行われる例もあるが、その場合には密葬の日までの間に限つて罰則を科さないこととして、長期にわたり香典を供与することを罰則の対象外とすることを避けることとされたものと考えられる。

なお、「自ら出席し」、「その場において」の解釈、葬式が二回以上行われる場合においてその都度香典を供与しても罰則の対象とならないことについては結婚披露宴の祝儀の解釈と同じであると解される。

(3) 本項の罪を犯した者は、五十万円以下の罰金に処せられる。また、重大な過失により本項の罪を犯したときも罰せられる(法五〇二)。

平成21年1月30日初版発行
平成21年4月10日3版発行

不
許
複
製

逐条解説 公職選挙法 (下)

安田 充 編著
荒川 敦

発 行 者 株式会社 ぎょうせい

発 行 所 株式会社 ぎょうせい

本 社 東京都中央区銀座7-4-12(〒104-0061)

本 部 東京都江東区新木場1-18-11(〒136-8575)

電 話 編集 03-6892-6508

営業 03-6892-6666

フリーコール 0120-953-431

URL <http://www.gyousei.co.jp/>

印刷者 ぎょうせいデジタル(株)

ISBN978-4-324-08548-6
(5107381-00-000)

©2009 Printed in Japan

[略号：逐条公選法]

< 事 項 索 引 >

あ	あいさつ	1243	は当選人がすべてでない場合	40, 306
	～を目的とする有料広告の禁止	1243, 1850	→地方公共団体の議会解散によ	40, 303
	～を目的とする有料広告の制限	1848	→地方公共団体の議会の議員	40, 305, 946
	違反罪	1325	→地方公共団体の議会の議員の	40, 302
	あいさつ行為	1325	任期満了による～	1245
	→選挙期日後の～の制限	1195	→一般放事業業者	1245
	あいさつ状	611	偽りその他不正の手段による選挙	2012
	～の禁止		人名簿の抄本等の閲覧等に対す	1351
	あん分 (あん分票)		る過料	1801, 1805
い			異動	1800
	いかなる名義をもつてするを問わ	1421	威力	1037
	ず	196, 1575, 1666	飲食物の提供の禁止	1895
	異議の決定		～違反罪	1108
	異議の申立て		インターネットの使用	
	→選挙人名簿の～	192		
	異議の申出			
	～の棄却	1575, 1670		
	～の却下	194, 1575, 1670	うぐいす娘	1401
	→選挙関係訴訟の～	1551, 1651	請負	890
	→選挙人名簿の～	191	～関係にある者の特定の審府の	1414
	異議の申出期間	195, 1560, 1664	禁止	1414
	意思を通じて	1396, 1767, 1788, 1952	～その他特別の利益を伴う契約	890, 896
	意思を通じる		の当事者	1154
			～等をやめない場合の当選人の	1142, 1152
			失格	
			袋打ちのしないポスター	302
			袋打ちポスター	
			→地方公共団体の議会の議員又	
			運動員	